

鹿児島県障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の15及び「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号通知）に基づき、地域における相談支援体制を整備し、県全体の相談支援体制を構築する主導的役割を担う協議の場として、鹿児島県障害者自立支援協議会（以下「県協議会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 県協議会は、相談支援体制構築に関する次の事項について協議を行う。

- (1) 県内市町村の相談支援体制の状況や課題、ニーズ等の把握に関すること。
- (2) 県内市町村の相談支援体制整備の支援に関すること。
- (3) 県内アドバイザーの設置に関すること。
- (4) 専門的分野における支援方策についての情報や知見の共有、普及に関すること。
- (5) 相談支援従事者の人材育成・研修のあり方に関すること。
- (6) 県内全域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に関すること。
- (7) 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関すること。
- (8) 鹿児島県障害福祉計画に係る意見に関すること。
- (9) その他障害者等への相談支援に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は委員25人以内で組織し、委員は、精神障害、身体障害、知的障害の各分野の均衡に配慮し、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員等

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 県協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は、会長があらかじめ委員の中から指名し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 県協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 県協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(運営委員会)

第6条の2 県協議会は、本会の業務を円滑に行うため運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、県内アドバイザー及び事務局で構成する。
- 3 運営委員は、本会の企画、運営、各種会議間の調整などの実務にあたる。
- 4 運営委員の互選により運営委員長を選出する。
- 5 運営委員会は運営委員長が招集する。

(専門部会)

第7条 県協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(地域連絡協議会)

第8条 障害保健福祉圏域に係る障害福祉サービスの適切かつ円滑な推進を図るため、障害者地域連絡協議会（以下「地域連絡協議会」という。）を置くことができる。

- 2 地域連絡協議会の設置については、障害保健福祉圏域ごとに地域振興局長又は支庁長が設置する。
- 3 地域連絡協議会の設置に関し、必要な事項は、地域振興局長又は支庁長が別に定める。

(秘密の保持)

第9条 県協議会委員、都道府県・市町村職員、その他県協議会に参画した関係者等は、県協議会において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。委員の任期が終了した後においても同様とする。

(事務局)

第10条 県協議会及び運営委員会の事務局は、鹿児島県保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、県協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年3月17日より施行する。

(経過措置)

- 2 県協議会の設置当初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。